

◎新潟県告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小猿屋黒井停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字福田字一の坪67番2から 同市頸城区西福島字古城三の丁155番1まで	新	7.3～58.0メートル	2,654.0メートル
	旧	(A)5.8～32.0メートル	1,840.2メートル
		(B)7.3～58.0メートル	2,654.0メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

一部区間一般国道253号及び県道大瀧直江津線と重用